基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　トンネル（ＮＡＴＭ）については、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　内空断面積（一般部の覆工後内空断面積）が55㎡以上であること。

ⓑ　トンネル掘削及び覆工の施工延長が1,400m以上であること。

ⓒ　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

ただし、ⓐからⓒは同一のトンネルで施工した実績であること。

②　コンクリート橋上部については、コンクリート橋上部工事で、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式がラーメンまたはアーチ形式のＰＣ橋であること。

ⓒ　最大支間長55m以上であること。

ⓓ　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ⓔ　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、ⓐからⓔは同一の橋梁で施工した実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

㋐　トンネル（ＮＡＴＭ）については、ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で上記⑷①の要件を満たす施工経験。ただし、同一のトンネルで施工した経験であること。

㋑　コンクリート橋上部については、コンクリート上部工事で、上記⑷②の要件を満たす施工経験。ただし、同一の橋梁で施工した経験であること。

③　特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとする。なお、共同企業体の構成員においては、上記①及び②㋐、上記①及び②㋑の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置するものとする。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　単体有資格業者及び共同企業体の全ての構成員が、上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと

⑾　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

①　施工体制　（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案　指定テーマ：トンネル及びＰＣ上部の品質・耐久性確保に係る施工上配慮すべき事項（課題）とそれについての技術的所見

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書に示す条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　技術資料の内容に応じ、下記㋐の評価を行い施工体制評価点を与え、また㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

㋐　施工体制　（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案　指定テーマ：トンネル及びＰＣ上部の品質・耐久性確保に係る施工上配慮すべき事項（課題）とそれについての技術的所見

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　鈴木　達也　電話022―225―2171㈹　内線2526